

マイナンバーカードの保険証利用等について

当院では、マイナンバーカード等を利用した「オンライン資格確認」を実施しています。

患者さんの同意があれば、マイナンバーカードを保険証として利用することで、「薬剤情報」、「特定健診情報」が閲覧可能となり、診療に活用することができます。

より質の高い医療の提供に向け、マイナンバーカードの保険証利用にご協力ください。

※「薬剤情報」及び「特定健診情報」の閲覧にかかる同意については、同意情報登録後24時間に限り有効となります。お手続きをおかけいたしますが来院の都度マイナンバーカードにて同意していただきますようお願いいたします。

なお、当院では、対応システム導入医療機関として令和5年4月1日より患者さまに以下のご負担をいただきます。

○医療情報・システム基盤整備体制充実加算

【初診時】

マイナンバーカードを利用しない場合^{※1} 加算1 : 6点

マイナンバーカードを利用する場合^{※2} 加算2 : 2点

【再診時】

マイナンバーカードを利用しない場合^{※1} 加算3 : 2点

○負担例（初診料に上記のご負担が加わった場合）

マイナンバーカードを利用する場合 … 初診料(288点)+2点の加算→290点

1割負担の方：290円 2割負担の方：580円 3割負担の方：870円

マイナンバーカードを利用しない場合 … 初診料(288点)+6点の加算→294点

1割負担の方：290円 2割負担の方：590円 3割負担の方：880円

※1：マイナンバーカードを利用しない場合…

- ・被保険者証で受診した場合
- ・マイナンバーカードで受診、診療情報の取得の同意が得られない場合
- ・マイナンバーカードが破損で使用できない、利用者証明証電子証明書が失効している場合

※2：マイナンバーカードを利用する場合…

- ・マイナンバーカードで受診、患者の同意を得て診療情報を取得した場合
- ・マイナンバーカードで受診し患者の同意を得たが、診療情報が存在しない場合
- ・他の医療機関から診療情報等の提供を受けた場合